

別 紙

沖縄県に所在する冷房施設のある有料宿舎の使用料の調整について

〔昭和 47 年 9 月 4 日
蔵 理 第 3821 号〕

改正 平成 26 年 3 月 31 日財理第 1705 号
大蔵省理財局長から各省各庁官房長宛

沖縄県に所在する公務員宿舎でエア・コンディショナーその他の冷房施設（以下「冷房施設」という。）のある有料宿舎の使用料については、国家公務員宿舎法施行規則（昭和 34 年大蔵省令第 10 号。以下「施行規則」という。）第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記により使用料の額に調整を加えるものとし、昭和 47 年 5 月 15 日から適用する。

記

冷房施設のある宿舎（寮にあつては、専用の家屋の部分にあるものとする。）については、国家公務員宿舎法施行令（昭和 33 年政令第 341 号）第 13 条第 1 項に規定する 1 平方メートル当たり基準使用料（施行規則第 13 条又は第 14 条第 1 項の適用を受ける宿舎にあつては、同第 13 条又は第 14 条第 1 項の規定により調整を加えられた額とする。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算するものとする。